

住宅用火災警報器の設置及び維持管理について



消防法により、平成23年から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。
ご家庭での設置及び点検等による維持管理に努めるようお願いいたします。

【住宅用火災警報器とは？】

火災や煙による煙や熱を感知して、警報音や音声などで火災を知らせてくれる装置です。
ホームセンターや電気店などで購入でき、天井や壁に簡単に取り付けられます。

【設置する場所は？】

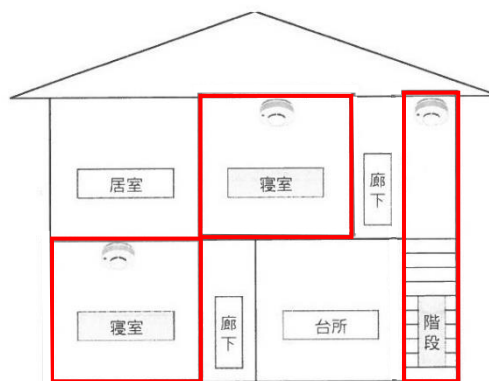
- ①全ての寝室
- ②2階以上に寝室がある場合、階段

天井取付の場合

→壁から60cm以上離す

壁面取付の場合

→天井から15～50cm以内



※寝室や階段に設置が義務付けられているのは「煙式」の警報器です。

【点検・維持管理は定期的に】

本体のボタンを押すか、付属の紐を引いて**動作確認**を行うことができます。正常な場合は正常を知らせる音声や警報音が鳴りますが、鳴らない場合はすぐに交換が必要です。

また、古くなると電子部品の寿命や電技切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、**10年を目安に交換**しましょう。



点検ボタンを押す

または



点検ひもを引っ張る